

サービス利用票（第 6 表）の利用者確認の方法等について

令和 3 年 4 月から、サービス利用票（第 6 表）の利用者確認欄が削除されたことにより、利用者から同意を得たことの記録方法について、以下のとおり取り扱いをお願いします。

利用者への確認について

利用者の署名・押印は不要ですが、記載要領（サービス利用票（第 6 表）の⑬）より、従前どおり利用者への確認は必要です。

利用者の同意確認の記録について

サービス利用票（第 6 表）の作成年月日の記載

居宅介護支援経過（第 5 表）へも記載しておくとう望ましいです。

※実地指導の際にもこれらの記載等で確認を行います。

注意点

サービス利用票（第 6 表）の作成年月日は、作成し同意を得た日付を記入することとされていますが、ソフトによっては出力日が入るように設定がされていることもあるようですのでご注意ください（山口市指導監査課より）。